

告 示

埼玉県告示第二百八十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法及びインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前） 特定非営利活動法人日本むし歯予防フッ素推進会議

（変更後） 特定非営利活動法人日本フッ化物むし歯予防協会

三 代表者の氏名

境 脩

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市畠山千七百九十四番地藤野歯科医院内

五 定款に記載された目的

（変更前） 本会は、むし歯予防のために必要なフッ化物応用による種々の公衆衛生活動を行うことを目的とする。

（変更後） この法人は、むし歯予防のため水道水フッロリデーションをはじめとする種々のフッ化物利用の公衆衛生活動を行うことを目的とする。